

令和7年度 第2回 国民健康保険運営協議会 追加資料

都城市健康部保険年金課

令和7年10月1日

国民健康保険運営協議会諮問事項

- 1 国民健康保険税賦課方式及び賦課 割合について
- 2 子ども・子育て支援納付金課税（仮称） について

諮問の背景

1 国民健康保険税賦課方式及び賦課 割合について

○県の進める国民健康保険税の保険税水準 の完全統一に伴い、 賦課方式を 3 方式に 統一する必要があるが生じている。

4 方式：所得割・資産割・均等割・平等割 ⇒ 3 方式：所得割・均等割・平等割

○3 方式統一による資産割廃止に伴い、賦課 割合の変更が必要となっている。

標準である、所得割・均等割・平等割 = 50 : 35 : 15 の割合に変更

2 子ども・子育て支援納付金課税（仮称） について

○令和 8 年度に子ども・子育て支援金制度が 創設されることに伴い、都城市国民健康保険 に子ども・子育て支援納付金を納付する義務が生じる。

○子ども・子育て支援納付金課税分を、現行の 都城市国民健康保険税条例に新たに追加する必要がある。

諮問書



都保第 1 1 4 1 号
令和 7 年 1 0 月 1 日

都城市国民健康保険運営協議会
会長 柿木原康雄 様

都城市長 池 田 宜 永



国民健康保険税賦課方式及び賦課割合等について（諮問）

このことについて、都城市国民健康保険規則第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- （1）国民健康保険税賦課方式及び賦課割合について
- （2）子ども・子育て支援納付金課税（仮称）について

文書取扱 健康部保険年金課